

解雇撤回・非正規職撤廃!!

12・1



鈴コン闘争勝利へ! 解雇1カ年決起集会

12月1日(土)

18:00開場 18:30開会

豊島区民センター

池袋駅東口とほ5分(地図・右下)

よびかけ: 鈴木コンクリート工業分会
闘争支援・連帯共闘会議



7月15日、赤羽会館で260名参加して支援・連帯共闘会議を結成



11月4日、日比谷野音で、非正規の先頭で闘うと決意

10年20年も3カ月雇用?

「俺たちは奴隷じゃない!」と組合を作って3年半、板橋・舟渡の生コン運転手の組合。ストへの不当な解雇から1年、裁判で2回の勝利、結成した支援連帯の輪は、団結と共感を広げています。労働組合を甦らせよう!

みなさん結集を!

呼びかけ人 (2012年10月現在 敬称略)

花輪不二男 (代表 世田谷地区労働組合協議会顧問)

高 英男 (全日建運輸連帯労働組合関西地区生コン支部)

中塚大介 (全日建運輸連帯労働組合関東支部委員長)

諸永政廣 (精神医学研究所附属東京武蔵野病院労働組合委員長)

山川博康 (スタンダードヴァキューム石油自主労働組合副委員長)

高橋 浩 (東京一般労働組合東京音楽大学分会)

前嶋 登 (富士地区労働組合会議議長 元全日建副執行委員長)

鎌倉孝夫 (埼玉大学名誉教授)

織田信夫 (弁護士 元宮城県労働委員会公益委員)

伊藤 晃 (日本近代史研究者)



豊島区天沼2-3-7 2A東京西部ユニオン気付
TEL 03 3220 7475 FAX 03 5930 6136
Eメール: seibu_union@nara.cha.ne.jp
ホームページ: http://www12.nara.ne.jp/~seibu_un



(鈴コン分会ピラより)

またも勝利！ 10月3日東京地裁で 仮処分(賃金保全)確定

今年2月29日に東京地裁民事第11部から鈴コン分会、解雇当該3人(内尾、吉本、鈴木(善))に対し、会社(有限会社・東豊商事)は1年間金を払いなさいと言う決定が出ました。東京地裁の決定に従って、会社(有限会社・東豊商事)は3人に金を払っていました。しかし会社は、東京地裁の判決に不満を持ったか、もう金を払うのが惜しくなったか、5月22日に仮払いに対する異議申立を東京地裁民事第11部に行いました。しかし、10月3日、東京地裁民事第11部(白石裁判長)は下記の決定を出しました。

主 文

- 1 債権者(鈴コン分会:3人)らと債務者(有限会社・東豊商事)との間の東京地方裁判所平成23年(ヨ)第21210号解雇予告効力停止仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成24年2月29日にした決定の主文第1項ないし第3項は、これを認可する。
- 2 異議申立費用は、債務者(有限会社・東豊商事)の負担とする。

本件各雇止めについては、客観的に合理的な理由を具備し、社会通念上相当性を有するものと認めることは困難である。

本件各雇止めを行うに当たって、債権者(鈴コン分会・3人)らに対して弁明の機会すら与えないことを正当化するものではなく、債務者(有限会社・東豊商事)の主張は採用できない。

原決定が認める限度で、賃金仮払いの保全の必要性も肯定される。

大勝利です。会社の保全異議をしりぞけ、仮払い決定が確定されました。

「本件各雇止めについては、客観的に合理的な理由を具備し、社会通念上相当性を有するものと認めることは困難」とし、2月29日の仮払い決定を認可したということは、「労働組合活動である限り違法ではない」と認めたということであり、本訴での解雇撤回にもつながる勝利です。もちろん、私たちは裁判に幻想などもちません(白石裁判長は、6月29日に動労千葉の鉄建公団訴訟で「不当労働行為があった」と認めながら「解雇は正当」とした裁判官です)。しかし、社前闘争、労組回りなどを続けながら、職場に残った組合員が過積載拒否の安全闘争などを不屈に展開してきた正義性の勝利です。

膨大な労働者が解雇攻撃、賃下げ、退職勧奨、失業状態に追い込められ、働いても「食っていけない」の異常な状態が続いています。しかし、労働組合で団結し仲間と共に闘えば絶対に負けません。必ず勝利の道は切り開けます。共に闘おう！！

故田口組合員解雇3年目に社前に起つ!(11月10日)



鈴コン分会2009-2012の激闘

- ・2009年 7月、組合結成 2回の団交で組合員拡大
- 8月 安全・順法闘争開始
- 11月 田口組合員解雇・組合破壊。6人が分会を守る
- 12月 労働委員会闘争開始
- ・2010年~労働委員会闘争
- ・2011年 8月 田口組合員が急逝。62歳。
- 9月14日 会社「精勤・皆勤手当廃止」一方的通告。
- 9月27日 分会全員で1日ストライキ。
田口解雇撤回・謝罪、賃下げ白紙撤回求める。
- 10月初旬 「手当廃止への不同意」提出
- 10月中旬 ストへの不当処分(7~2日の出勤停止)
1週間の社前・駅前で抗議行動
- 11月4日 分会長に解雇予告
- 11月6日 全国労働者集会参加・発言。
- 11月7日、14日 分会会計、分会書記長に解雇予告

- 11月19日 緊急集会
- 11月末 東京地裁に地位保全仮処分提訴
- 12月7日~18日 分会三役不当解雇
- 12月22日 赤羽会館・総決起集会に340人
- 1月~ 社前闘争・地域労組回りを本格的に開始
- 2月 3日 都労働委 会社に勧告(要望書)
- 2月29日 東京地裁、3人へ賃金保全(仮払い)決定
- 3月24日 支援・連帯共闘(準)が5氏よびかけで発足
- 5月 1日 メーカー社前闘争
- 5月16日 東京地裁に本訴
- 7月15日 支援・連帯共闘会議・正式結成
- 8月下旬 東京キャラバンを開始。支援が拡大。
- 10月 3日 東京地裁、2度目の勝利決定・保全確定
- 10月18日 会社が加入する「埼玉中央生コン協同組合」への要請行動・内容証明送付